

日本産業廃棄物処理振興センター

1. 電子マニフェスト事業

電子マニフェストの普及状況と普及の取り組み

(1) 電子マニフェストの普及状況 電子マニフェストの普及率は50%を達成

JWセンターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方法を展開している。電子マニフェストの加入者数は年々増加し、2017年9月末では18万社を超えた。また、マニフェスト登録件数も毎年増加を続けており、17年9月末時点の直近1年間のマニフェスト登録件数は2500万件を超え、国の目標である電子マニフェストの普及率50%に達した(表1)。

中川雅治環境大臣、森本英香環境事務次官、樋田正樹環境再生・資源循環局長に成田浩司産業廃棄物規制課長同席のもと、JWセンター 園理事長が50%に達したことを報告した。大臣より、「電子マニフェストは、産業廃棄物の適正処理や循環型社会の形成に重要な役割を果たしている。電子マニフェストの普及を促進するために、種々の普及方法を展開している。電子マニフェストの普及率50%を達成したことを報告した(写真)。」

(2) 電子マニフェストの普及促進の取り組み

① スマートフォン・タブレットの機能強化

2017年4月より、少量排出事業者を中心とする利用者の利便性を向上させるため、近年、普及しているスマートフォンのタブレット対応の機能強化を図る。これにより、これまで比較的時間がかかっていたコンビニエンスストアや外食産業のフランチャイズ店等への普及促進が図られている。

② 全国的な電子マニフェスト導入説明会の開催

JWセンターでは、マニフェスト利用件数の多い多量排出事業者への普及促進を図るため、自治体や公社・全国産業廃棄物連合会および各産業廃棄物協会等の業界団体と連携して、具体的な運用方法を導入する「電子マニフェスト導入実務研修会」(マニフェストの登録方法等を習得するための「操作体験セミナー」等)がある場合にこれを検知し、関係者に報告する仕組み

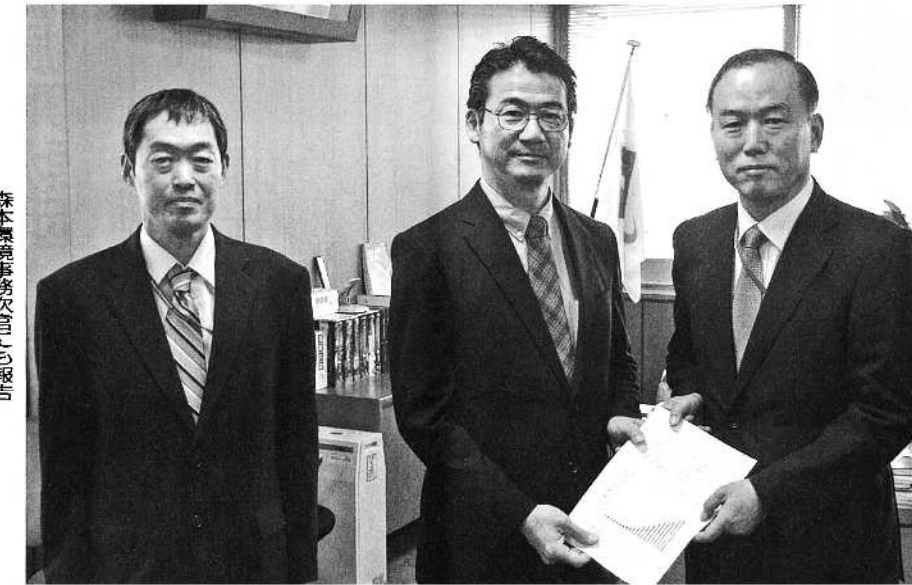
③ 産業廃棄物処理業の許可要件に關する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」について、開催計画に当たって実施している。

また、産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)は、主務大臣による次の認定を受けようとする者に対して実施している。

① 産業廃棄物の広域認定制度の認定を受けようとする者
② 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者
※受講申し込みはWebで簡単、便利
Webから申し込みした場合、通称の受講料から5000円を差し引いた割引料金が適用される(一部除外あり)ほか、講習会終了試験後5日程度、インターネット上の「マイページ」にログインして可否確認ができる。

許可期間が迫っている者には、特にWebからの申し込みを奨励する(図、表3)。

普及率50%目標達成！
大臣・次官に報告



電子マニフェスト普及率50%を達成し、中川大臣に報告を行った

森本環境事務次官にも報告

物の収集運搬の許可要件に關する「PCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会」について、開催計画に当たって実施している。

また、産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会(新規)は、主務大臣による次の認定を受けようとする者に対して実施している。

① 産業廃棄物の広域認定制度の認定を受けようとする者
② 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者
※受講申し込みはWebで簡単、便利
Webから申し込みした場合、通称の受講料から5000円を差し引いた割引料金が適用される(一部除外あり)ほか、講習会終了試験後5日程度、インターネット上の「マイページ」にログインして可否確認ができる。

許可期間が迫っている者には、特にWebからの申し込みを奨励する(図、表3)。

表1 電子マニフェストの加入者と年間登録件数

年度	加入者数	加入者数の内訳			登録件数	電子化率*
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
2014年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458	39%
2015年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609	42%
2016年度	173,500	148,492	16,826	8,182	23,748,382	47%
2017年度 (9月末現在)	182,979	156,844	17,733	8,402	25,125,188 (直近1年間)	50%

※紙マニフェストと電子マニフェストの総数を5,000万件として電子化率を算出

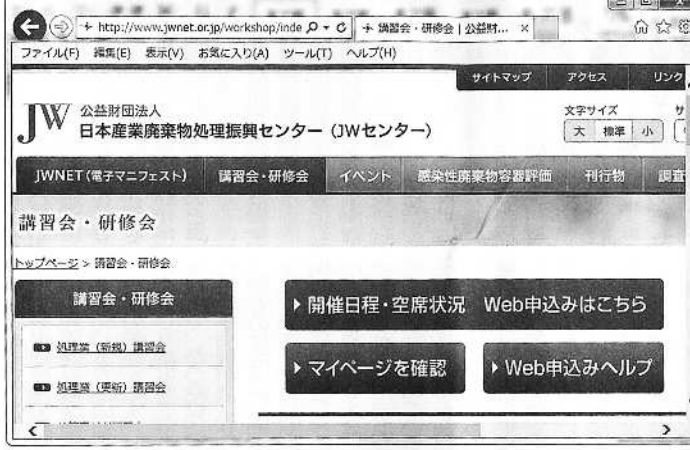


図 講習会Web申込みページ (JWセンターHP)

表3 Web申し込みの3つのメリット

- 【メリット1】 受講料が500円割引
- 【メリット2】 ホームページで修了試験の結果が確認可能
- 【メリット3】 選べる支払方法 (銀行振込、コンビニ決済、クレジットカード)

汚染廃棄物の処理を委託しようとする事業者等が対象とする「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を実施している。

この研修会は、ホームページ上で公開している。また、個別のニーズに応じたセンターから講師を派遣して、産業廃棄物マニフェスト登録率の向上を促進するための調査等を行っている。

この成果は、学会発表やホームページを通して、情報発信している。

3. 調査事業
① 産業廃棄物処理業の調査事業
本事業は、環境関係機関が実施しているほか、2015年から2017年までの環境研究総合推進費研究課題「産業廃棄物の処理に伴う化学物質の検出処理に伴う化学物質の検出処理に関する研究」(代表研究機関：国立環境研究所)を推進している。

4. 感染性廃棄物 容器評価事業
本事業は、医療関係機関が実施しているほか、2015年から2017年までの環境研究総合推進費研究課題「産業廃棄物の検出処理に伴う化学物質の検出処理に関する研究」(代表研究機関：国立環境研究所)を推進している。

5. 国際部業務
アジア地域における循環型社会の形成に向けて、有害廃棄物および産業廃棄物管理に関する情報の収集・提供を行うほか、関係機関との交流事業を実施している。我が国環境産業の戦略的国際展開・育成事業等の推進に協力している。

格した感染性廃棄物容器は、2017年9月末で、12社43製品となっている。評価制度の詳細を各規格した感染性廃棄物容器は、ホームページ上で紹介している。